

農業集落排水事業に係る平成22年度トピックについて

群馬県県土整備部下水環境課

本県の污水処理人口普及率は平成21年度末で71%という状況であり、全国で37位と低位にとどまっています。県では平成21年度から「污水処理人口普及率ステップアッププラン」による下水道や浄化槽そして農業集落排水の污水処理施設の整備を行う市町村への支援を積極的に行っていますが、景気後退や市町村の厳しい財政状況等により、思うように普及率が伸びない状況にあります。

このような中ですが、平成22年度における農業集落排水に係わるトピック的な事項3点について紹介したいと思います。

①地域再生基盤強化交付金（污水処理施設整備交付金）の存続

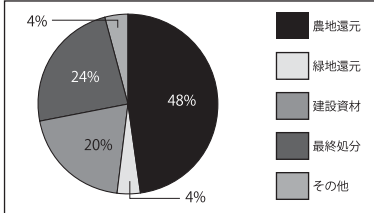
昨年8月の平成23年度予算概算要求では、「地域再生基盤強化交付金は廃止」と示されましたが、最終的に12月24日の政府予算案においては、対前年比60%で国費620億円という額ではありますが予算計上されました。これは6月に行われた内閣府行政事業レビューの「廃止を含め抜本的な見直しを行う」との評価結果に対応するものでした。この評価結果は創設以来、本県の多くの市町村の地域再生、社会資本の整備等（道整備・污水処理施設整備）に対して重要な役割を果たしてきたものです。これが、何の説明もなく突然「廃止」と発表され、多くの関係者が非常に驚き、今後の対応をどのようにしたらよいかと苦慮しておりました。

しかし、その後多くの関係団体等からの政府に対する本交付金の存続に向けた要望活動があり、また、11月17日の参議院予算委員会において加藤修一議員（公明党）がこの件に関して質問し、菅総理大臣、片山地域活性化担当大臣（総務大臣）、馬淵国土交通大臣などから、「継続事業に関しては、何らかの措置が必要と考え、今後の予算編成の中で関係省庁で調整していく」という回答もあり、結果として存続になったものと考えています。本県でも群馬県土地改良事業団体連合会を始め、下水道や浄化槽の関係団体から政府へ要望活動がなされており、感謝を申し上げます。

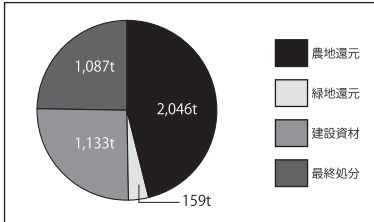
（表-1）「肥料化施設等」の有無による汚泥の利用区分

区分	施設あり	施設なし	計
農地還元	49	3	52
緑地還元	3	2	5
建設資材	7	15	22
最終処分	6	20	26
その他	3	1	4
計	68	41	109

（グラフ-1）汚泥利用区分別割合



（グラフ-2）汚泥の利活用状況



②肥料化施設等の利用状況調査結果

昨年11月に農業集落排水も対象とする会計検査院の实地検査が行われました。その中で、汚泥脱水装置、汚泥乾燥施設やコンポスト施設などの肥料化施設（以下「肥料化施設等」という。）稼働状況、汚泥の利用状況等の関係で資料提出や説明を求められました。

今回の实地検査を契機に県内の109施設について、関係市町村の皆様から協力を得て、肥料化施設等の有無、汚泥の利用状況等の再調査を行いましたので、その内容を

お知らせいたします。

「肥料化施設等」の有無による汚泥の利用区分をみると、農地還元が52、緑地還元が5と全体の52%を占めています。建設資材として利用しているものも22(20%)と多くなっています。（表-1）（グラフ-1）

「肥料化施設等」を有する68地区の装置区分では、汚泥脱水装置が67と最も多く（表-2）、施設の有無による傾向をみると、「施設あり」の地区で農地還元が多くなり、「施設なし」では建設資材、最終処分が多いということがわかります。

基本的には地域へ農地還元されることが望ましいのですが、施設の整備状況等から考え難しい地域においては、緑地還元や建設資材として地域の実情に応じた対応をとっていただけたいと思います。

汚泥の利活用では、農地還元が最も多く2,046t、建設資材が1,133tであり、リサイクル率としては約75%となっています（表-3）、全国的にも循環型の社会形成が叫ばれていますので、この率をできる限り向上していくような取組を各地域各市町村でお願いいたします。

（表-2）「肥料化施設等」あり地区における装置区分

区分	地区数	
汚泥脱水装置	67	
肥料化施設	汚泥乾燥機	19
	コンポスト施設	8
	汚泥炭化施設	1

（表-3）汚泥の利活用状況

区分	汚泥量(t)	占有率(%)
農地還元	2,046	46.2
緑地還元	159	3.6
建設資材	1,133	25.6
最終処分	1,087	24.6
計	4,425	100.0

③農業集落排水から下水道への接続事例の誕生

昨年度の第14号（平成22年2月）にて、県内でも施設の老朽化、人口の減少、市町村財政の悪化などの理由により、農業集落排水施設の下水道への接続、隣接する農業集落排水施設への統合などが検討されはじめていると紹介しましたが、伊勢崎市において、下水道へ接続するという事例が誕生しました。これについては、平成22年12月31日の上毛新聞の1面にも大きく取り上げられました。

この事例は効率的な生活排水処理を進めるため、旧赤堀町にある二つの農業集落排水施設を隣接する市公共下水道に接続しようというもので、これにより長期的に維持管理費を圧縮させたいという考えによるものです。市からの相談を受け、県の内部で調整を行い、現在農林水産省関東農政局との調整を進めているところです。

昨年度の本協議会の現地研修で行った魚沼市では、農業集落排水施設どうしの

統合事例でしたが、本年度11月の現地研修では事務局のお計らいにより、長野県朝日村における下水道への接続事例を研修する機会を得ました。長野県は污水処理人口普及率が94%と全国的にも上位にあり、「整備の時代」から「維持管理の時代」へと移行しており、下水道への接続事例も多くあります。また、農林水産省の財産処分に係る承認基準が平成20年度に改正され、①10年経過した財産は補助目的を達成したもののみならず、②市町村合併を理由とする場合は10年経過前でもよい、③地域活性化等を図るため下水道への接続により使用しなくなった処理場を利用する、という事項に該当する場合は補助金返還が免除されるという内容に緩和されたこともあり、今後このような事例は増えてくると思われます。伊勢崎市では処理場を地域の防災関連施設（防災備蓄倉庫、防火水槽等）に利用する計画です。

おわりに

以上、農業集落排水の平成22年度におけるトピック的な3点について紹介してきました。政権交代により事業仕分けや行政事業レビューが実施され、一括交付金の創設が叫ばれ、平成23年度には「地域自主戦略交付金（仮称）」が創設されます。農業集落排水の補助制度はめまぐるしく変わっていますが、生活環境の改善、公共用水域の保全、さらには污水処理人口普及率の向上という目的を達成させるため本事業の必要性は代わっていません。県としては、今後も「新たな地区」、「更新的な対策を行う地区」、さらには「施設の統合等」を行おうとする市町村に対して積極的に支援を行っていく考えでありますので、今後も会員の皆様におかれましては、引き続き農業集落排水の事業推進に対して御尽力、御協力をお願いいたします。